

# 京都女子中学校高等学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、その被害者の教育を受ける権利を侵害し、心身の健やかな成長及び豊かな人格の形成に甚大な影響を与えるばかりではなく、その生命をも傷つける危険性を持つ。また、加害者及び傍観者についても、「違いを認め、ともに歩む」という人間社会における最も大切な精神の構築に歪みを生じさせる恐れがある。

京都女子中学校高等学校では、建学の精神に則り、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都女子中学校高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。  
校長、中学校教頭、高等学校教頭、教務部長、生徒部長、生活指導係主任、生活指導係副主任、学年主任、人権教育委員長、保健主事、養護教諭
- 3 「いじめ対策委員会」は、原則として毎月開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取り組みの実施に向けた具体的な行動計画の作成。
  - (2) いじめの相談・通報の窓口。
  - (3) 関係機関、専門機関との連携。
  - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定。
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときの原因の究明と判断。
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、記録及び報告。
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進。

## 第2 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめが許されない集団作りの為に、全教職員が保護者会等と一体となって継続的に取り組みを行う。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
- (2) 自己有用感を育む取り組みの推進
  - ・行事等における学級づくりの推進
  - ・クラブ活動における相互敬愛の精神の醸成
- (3) 豊かな心を育む取り組みの推進
  - ・宗教教育・人権教育の推進
  - ・体験活動・読書活動の推進
  - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取り組みの推進
- (5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進
  - ・校内研修の実施

### 第3 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒を見守り、生徒との信頼関係を構築するように努める。

#### 2 いじめの早期発見のための取り組み

##### (1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。

##### (2) 相談体制の整備

- ・面談の実施。
- ・いじめの日常的な相談窓口として、担任、クラブ顧問、養護教諭等が複線的に連携し、生徒がいつでも遠慮なく相談できる学校環境づくりに努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携を密にする。

### 第4 いじめに対する取り組み

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを通報した生徒や証言者など第三者の保護に努める。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保

護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

## 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、京都府文化環境部文教課に報告する。
- (4) いじめられた生徒および保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

## 3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、削除に向けた措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

## 第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに京都府文化環境部文教課及び学校法人京都女子学園法人本部に報告し、調査を行う。「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び「京都女子中学校高等学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を京都府文化環境部文教課に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取り組みを推進する。

## 第6 関係機関との連携

### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 保護者会との連携のもと、いじめに対する理解を深める取り組みを推進する。
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取り組みをホームページ等で発信する。

### 2 関係機関等の連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

以上